

(案)

令和 7 年 1 月 2 1 日

加須市長 角 田 守 良 様

加須市国民健康保険運営協議会
会長 小林 一彦

加須市国民健康保険事業の賦課方法について（答申）

令和 6 年 1 2 月 2 3 日付け、加国発第 2 5 6 号をもって諮問を受けた標記の件について、当運営協議会は慎重に審議した結果、別紙のと通りの結論に達したので、ここに答申する。

答 申 書

加須市国民健康保険運営協議会

本市の国民健康保険は、市民の約 21% が加入している中核的な医療保険制度である。加入者は高齢者や非正規労働者など低所得層が多く、また、長年にわたり一般会計から多額の法定外繰入金の支援を受けているなどの構造的課題がある。

今般の令和 7 年度賦課方法に係る諮問は、令和 9 年度からの保険税水準の県内準統一の方向性を定めた「第 3 期埼玉県国民健康保険運営方針」に適切に対応するため、準統一直前の被保険者の急激な負担増加を避けつつ、法定外繰入金の段階的な解消に向け、医療給付費分の均等割を改正するものであるとともに、賦課限度額を法定上限まで引き上げるものとなっており、妥当である。

よって、以下のように答申する。

記

- 1 加須市の国民健康保険の令和 7 年度における税額等については、諮問のとおりとすることが適当である。
- 2 答申にあたり、次のとおり意見を付記する。
 - ① 市をあげて、市民の健康づくりに係る各種事業に引き続き積極的に取り組み、疾病予防と健康増進により医療費の伸びの抑制に努めること。
 - ② 今後においても、国保財政の健全化を図るため、「埼玉県国民健康保険運営方針」及び「赤字削減・解消計画」に基づき、税率を検討すること。
 - ③ 賦課限度額については、「埼玉県国民健康保険運営方針」を踏まえ、税制改正により法定賦課限度額が改正された場合、政令と同日から適用できるよう検討すること。

<改正案>

課税区分		改正前	改正後
医療給付費分	所得割率	7. 5 %	7. 5 %
	均等割額	<u>32, 700 円</u>	<u>40, 700 円</u>
	限度額	65 万円	65 万円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2. 3 %	2. 3 %
	均等割額	10, 500 円	10, 500 円
	限度額	<u>22 万円</u>	<u>24 万円</u>
介護納付金分	所得割率	2. 4 %	2. 4 %
	均等割額	11, 000 円	11, 000 円
	限度額	17 万円	17 万円

※下線は改正箇所